会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

保発０６１０第２号
令和８年６月１０日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長
殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の
一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和 51 年厚生省令第 36 号)」（以下「請求命令」という。）に規定する請求方法の見直しに係る内容及びその実施に伴う留意事項については、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和５年 12 月 26 日 保発 1226 第 4 号)」（以下「留意事項通知」という。）により取り扱われているところである。

今般、別添のとおり、留意事項通知の（別添２）様式第１号を改正するので、令和８年 10 月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する場合に、改めて、届出及び移行計画書の提出を行うに当たって、その取扱いに遺漏のないよう、保険医療機関・薬局等に対し、周知徹底を図られたい。

なお、改正後の様式第１号の運用に関しては、留意事項通知の記載のほか、下記のとおりであるので、ご了知いただきたい。

記

- 令和８年 10 月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する場合には、同年８月 31 日までに、本通知による改正後の様式第１号を審査支払機関あて提出すること。

- オンライン請求への移行計画書は、最大１年間の内容として定めるものであ

ることから、原則として１年以内にオンライン請求に移行する計画とする必要があることにご留意いただきたい。

※　留意事項通知中「第２　請求方法の見直しに係る内容等」の「２ 光ディスク等を用いた請求（２）令和６年 10 月以降」では、令和６年 10 月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する保険医療機関・薬局は、その旨の届出及び１年更新制のオンライン請求への移行計画書（様式第１号）を提出すること、及び、計画期間が経過する時点（令和８年度であれば令和８年 10 月以降）において、尚も継続してオンライン請求へ移行することができない事情があり、光ディスク等を用いた請求を継続する場合には、改めて、届出及びオンライン請求への移行計画書（様式第１号）を審査支払機関に対して提出することを定めている。

● オンライン資格確認導入済みの施設については、原則としてオンライン請求に移行する必要があることにご留意いただきたい。

※　留意事項通知中「第２　請求方法の見直しに係る内容等」の「２ 光ディスク等を用いた請求（１）令和６年４月以降」では、オンライン資格確認を導入した全ての保険医療機関・薬局がオンライン請求に移行することを目指すことを定めている。

● 移行計画書の提出がなされないまま、継続して光ディスク等を用いた請求が行われた場合は、返戻を行うことがあることにご留意いただきたい。

※　留意事項通知「第２　請求方法の見直しに係る内容等」の「４　その他（２）届出等の確認」では、有効な届出等がなされないまま、令和６年 10 月以降も光ディスク等を用いた請求がなされている場合には、審査支払機関より、オンライン請求への移行を促す連絡や速やかに届出等を行うことを求める連絡をする場合があり、そうした連絡を行ってもなお依然として対応がみられない保険医療機関・薬局については、時期を定めて、光ディスク等を用いた請求を返戻する場合があることを定めている。

● 改正後の届出及びオンライン請求への移行計画書（様式第１号）は、原則として以下の医療機関等向け総合ポータルサイトに開設しているフォームから提出するものとする。
※ 改正後の様式１号にかかる提出フォームは令和８年６月末目途開設予定。